

令和6年度 尼崎市屋外広告物講習会 質問回答集

番号	科目	ご質問	回答
1	法令	<p><屋外広告業の登録について></p> <p>営業所が兵庫県のみであり、兵庫県で登録をした場合、大阪府での営業・登録はできないのでしょうか。</p>	<p>屋外広告業（営業として屋外広告物の設置等を行うこと。）を営もうとする方は、営業所の有無にかかわらず、屋外広告物を営もうとする場所が属する都道府県の知事（その場所が、政令指定都市又は中核市の区域内にある場合にあっては、その市の市長）の登録を受ける必要があります。したがって、兵庫県に営業所があり、兵庫県知事の登録を受けて屋外広告業を営む方が、新たに大阪府の区域内の場所で屋外広告業を営むときは、その区域に係る自治体の長の登録を受けなければなりません。</p> <p>具体的には、大阪府の区域内のうち、大阪市（政令市）、堺市（同）、豊中市（中核市）、吹田市（同）、高槻市（同）、枚方市（同）、八尾市（同）、寝屋川市（同）、東大阪市（同）のいずれかの区域内の場所で屋外広告業を営む場合は、それぞれの市の市長の登録を受ける必要があり、これらの市以外の区域内の場所で屋外広告業を営む場合は、大阪府知事の登録を受ける必要があります。</p> <p>なお、大阪府知事の登録を受けて屋外広告業を営んでいる方については、その登録を受けている旨を上記の政令市又は中核市に該当する市の市長に届け出ることで、その市の市長の登録を受けることを要しないとする制度（特例届出制度）もあります（届出の方法等の詳細は、各市にご確認ください）。</p>
2	法令	<p><広告物について></p> <p>① 滋賀県甲賀市で、デジタルサイネージを設置した際に、甲賀市独自の規制があり、草津市よりも厳しいものでした。本日の講習会で各都道府県や指定都市、中核市、景観行政団体である市ごとにそれぞれの条例を定めていることは分かりましたが、それ以外にも各市町村の独自の規制はあるのでしょうか。</p> <p>② 選挙期間の終了後であっても、選挙ポスターが道路上に落ちている場合に、一般の方が処分をしてはいけないという話を聞いた</p>	<p>① 自治体が、市民の方や事業者の方に義務を課し、又は権利を制限するには、原則として条例によらなければならないこととされており（地方自治法第14条第2項）、屋外広告物に関する規制については、ご指摘のとおり、各都道府県等で「屋外広告物に関する条例」を定めているところです（その条例の委任を受けて、許可基準等の詳細を「屋外広告物に関する規則」に規定している場合もあります。）。また、ご質問の「独自の規制」には当たらないかもしれませんが、より望ましい景観の形成等を目指して「屋外広告物に関する</p>

		<p>ことがあります。このような場合は、誰がどのように処分するのでしょうか。</p> <p>③ 野洲市内のとある店舗の屋外広告物は、電球がぎらぎらと明るく、まぶしくて目が開けられないほどです。屋外広告物の規制では、屋外広告物自体の大きさだけでなく、照明の明るさについての規制はないのでしょうか。</p>	<p>るガイドライン（景観に配慮した屋外広告物の事例集等）」を策定し、このガイドラインに沿った屋外広告物を設置することについて、協力を求めている自治体もあります。</p> <p>② 自治体ごとに取扱いが異なる可能性があります。尼崎市を例に回答させていただきます。</p> <p>尼崎市の選挙管理委員会事務局に確認したところ、選挙期間が終了した後の選挙ポスターの撤去については、選挙管理委員会事務局がこれを行っているとのことでした。なお、選挙ポスターが道路上に落ちている場合など、一般の方がその取扱いに困るといった事情があるときは、選挙管理委員会事務局に連絡をいただきたいとのことでした。</p> <p>③ 野洲市の担当者に確認したところ、同市では、野洲市屋外広告物条例の委任を受けた野洲市屋外広告物条例施行規則において、「照明を伴うものにおいては、屋間においても良好な景観又は風致を害しないこと。」「道路標識、信号機等の付近では、交通安全の妨げとならないようにすること。」といった定性的な基準を定め、屋外広告物の照明の明るさを規制していますが、光度、照度といった客観的な基準による規制は行っていないとのことでした。このような客観的な基準はないものの、良好な景観の形成等又は公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物の照明が好ましくない状態にある場合は、その設置者に対し、個別に是正依頼等を行っているとのことでした。</p>
3	法令	<p><屋外広告業の届出について></p> <p>① 本日の講義において、屋外広告業の特例届出制度についての説明があり、兵庫県知事の登録を受けている者は、その旨を兵庫県内の政令市又は中核市の市長に届け出れば、その市長の登録を新たに申請する必要がないとのことでした。京都府知事の登録に関する京都府の案内を見ると、京都府知事の登録を受けていても、京都市の区域内で屋外広告業を営もうとする場合は、別に京都市長の登録も受けないといけなようです。このように、特例届出制度の有無についても、自治体ごとによって違いがあるのでは</p>	<p>① 屋外広告業の登録に関する事務は、都道府県知事、政令指定都市の市長、中核市の市長が行うこととなっています（屋外広告物法第9条、第27条）。都道府県知事の登録を受けて屋外広告業を営んでいる方について、その登録を受けている旨をその都道府県内の政令市又は中核市に該当する市の市長に届け出ること、その市の市長の登録を受けることを要しないとする制度（特例届出制度）を導入するか否かについては、その政令指定都市、中核市ごとの判断となります（「特例届出制度」を導入する場合は、その旨の規定が、政令指定都市又は中核市の屋外広告物に関する条例に設けられます。）。</p>

		<p>うか。</p> <p>② 屋外広告物の点検者の資格の要件について、尼崎市の場合は、屋外広告物講習会修了者がその資格を有する者となりますが、京都市の場合は、屋外広告物講習会修了者はその資格を有する者とはならないようです。この点についても、自治体によって違いがあるのでしょうか。</p>	<p>京都府の区域の場合、京都府知事以外に屋外広告業の登録に関する事務を行うのは京都市長ですが、京都市の屋外広告物条例では、特例届出制度に関する規定はないことから、京都府知事の登録を受けている方であっても、新たに京都市の区域内で屋外広告業を営もうとする場合は、京都市長の登録を受ける必要があります。</p> <p>② ご指摘のとおり、自治体によって異なります。屋外広告物の設置者等に対して点検義務を課すか否か、点検義務を課す場合に点検者の資格をどのように定めるかは、それぞれ各自治体が判断し、各自治体の屋外広告物に関する条例等にこれを定めます。</p>
4	法令	<p><広告物の点検について></p> <p>屋外広告物の点検項目と点検項目ごとの点検方法を教えてください。</p>	<p>尼崎市を例にお答えしますと、尼崎市では、屋外広告物の点検の際、以下の項目を確認するようお願いしております。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取付（支持）部分の変形又は腐食がないか。 (2) 取付（支持）部分の周辺の壁面等のき裂がないか。 (3) 主要部材の変形又は腐食がないか。 (4) ボルト、ビス等のさび、緩み又は脱落がないか。 (5) 溶接部のき裂又は腐食がないか。 (6) 塗材等のはく離がないか。 (7) コーキング材の老朽化は生じていないか。 (8) 表示面の汚染、退色又ははく離がないか。 (9) 表示面の破損がないか。 (10) ネオンサイン等の取付状態に異常はないか。 (11) その他特に点検を要すると認められる箇所 <p>点検方法については、国が作成した『オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック』や『屋外広告物の安全点検に関する指針（案）』に詳しく書かれていますので、これらをご参照ください。</p> <p>・『オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック』 https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/content/001518143.pdf</p>

			<p>・『屋外広告物の安全点検に関する指針（案）』 https://www.mlit.go.jp/common/001194384.pdf</p>
5	法令	<p><広告物について></p> <p>先日の東京都知事選でも、掲示内容について話題となっていた「選挙ポスター看板」について、屋外広告物である以上、景観等の観点から、自治体ごとにデザイン等についてのルールを定めているのでしょうか。</p>	<p>屋外広告物についての規制は、①良好な景観の形成又は風致の維持、②公衆に対する危害の防止という2点を目的として行われるものであり（屋外広告物法第1条）、その規制は、屋外広告物の表示内容に立ち入って行ってはいけないこととされています。したがって、屋外広告物に関する条例において、その表示内容の規制を定めることはありません。しかしながら、屋外広告物に関する条例に違反しなければどのような屋外広告物の設置を行ってもよいというわけではなく、他の法令の規定により当該設置が制限されることはあります。</p> <p>この点、先般の東京都知事選挙では、わいせつな表示内容の選挙ポスターを掲示したことが、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（東京都迷惑防止条例）に違反するおそれがあるとして、警視庁がその選挙ポスターの設置者に対して警告を行った旨の報道がありました。</p>

※受講者の方々からいただいたご質問の文面等については、取りまとめのため、一部編集させていただきました。